

あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

条 例

- 秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（第42号）…………… 2
- 秋田市まちなか観光案内所条例（第43号）…………… 2
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第44号）…………… 2

規 則

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第46号）…………… 3
- 秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則（第47号）… 3
- 秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（第48号）…………… 4
- 秋田市まちなか観光案内所条例施行規則（第49号）…………… 4

教 委 規 則

- 秋田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（第 3 号）…………… 4

選 管 訓 令

- 秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令（第 1 号）…………… 4

告 示

- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第297号）…………… 5
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第298号）…………… 5
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第299号）…………… 5
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および休止について（第300号）…………… 5
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の休止および廃止について（第301号）…………… 6
- 建築基準法による道路の指定の廃止について（第302号）… 6
- 住民票の職権消除について（第303号）…………… 6
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第304号）…………… 6
- 平成30年度、令和元年度および令和 2 年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第305号）…………… 6
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第306号）…………… 6
- 秋田市営住宅等の指定管理者の指定について（第307号）… 7
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について

- （第308号）…………… 7
- 令和 2 年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第309号）…………… 7
- 市道路線の認定について（第310号）……………18
- 道路の区域決定および供用開始について（第311号）……………18
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第312号）……………19
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第313号）……………19
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第314号）……………19
- 秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者の指定について（第315号）……………19
- 秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者の指定について（第316号）……………19
- 道路の区域変更および供用開始について（第317号）……………19
- あきた芸術劇場の指定管理者の指定の期間の変更について（第318号）……………20
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第319号）……………20

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第16号）……………20

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第12号）……………20

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第13号）……………20

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第38号）……………20
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第39号）……………20
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第40号）……………21

公 告

- 放置自転車等の撤去および保管について……………21
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について……………21
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について……………21
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………22
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………22
- 建築基準法による道路の指定について……………22

- 差押財産の公売について……………22
- 農用地利用集積計画の策定について……………23

消防本部公告

- 消防法による命令について……………23

条 例

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を「第25条」に改める。

第2条第1項中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市まちなか観光案内所条例をここに公布する。

令和2年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市まちなか観光案内所条例

（設置）

第1条 観光客等に対する観光案内の充実を図るとともに、本市の歴史および文化を生かしたまち歩き観光を推進し、もって本市の観光の振興および地域の活性化に資するため、秋田市まちなか観光案内所（以下「案内所」という。）を秋田市大町一丁目2番37号に設置する。

（使用の制限等）

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、案内所の使用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不当と認めるとき。

（損害賠償の義務）

第3条 案内所を使用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（指定管理者）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、案内所の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができ

る。

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開所時間および休所日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、案内所の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 観光案内、まち歩き観光の推進その他観光の振興に資する事業の実施に関すること。
- (2) 案内所の使用の制限および停止に関すること。
- (3) 案内所の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が案内所の管理運営上必要と認める業務

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号および第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第3項中「に所得税法（昭和40年法律第33号）」を「に所得税法」に、「とあるのは、」を「および山林所得金額」とあるのは」に、「とあるのは、」を「および山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第46号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年秋田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「令和2年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項中「令和2年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「平成31年1月1日」を「令和2年1月1日」に、「令和元年12月31日」を「同年12月31日」に改める。

附則第6項中「平成31年1月1日から令和元年12月31日まで」を「令和2年1月1日から同年12月31日まで」に改める。

附則第7項中「令和2年1月1日」を「令和3年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第47号

秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市興行場法施行細則(平成9年秋田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「営業許可申請書」を「次に掲げる事項を記載した興行場営業許可申請書」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。

- (1) 申請者の住所、氏名、生年月日および電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名および電話番号)
- (2) 興行場の名称および所在地
- (3) 興行場の種類
- (4) 営業施設の構造設備
- (5) 臨時又は仮設の興行場にあっては、興行の期間
- (6) この項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨

第2条第2項中「申請書」を「興行場営業許可申請書」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、営業者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興

行場営業を譲り受けた者は、第2号、第3号又は第4号に掲げる書類に記載された事項に変更がない場合は、当該書類の添付を省略することができる。

第2条第2項第4号中「の規定による」を「又は第7条の2第5項に規定する」に改める。

第3条の見出し中「構造設備等」を「構造設備等の」に改め、同条第1項中「興行場営業を営む者」を「営業者」に、「申請書および」を「興行場営業許可申請書もしくは」に、「の届出」を「もしくは第6条第1項の興行場営業承継届」に改め、「速やかに」の次に「、次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 届出者の住所、氏名、生年月日および電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名および電話番号)
- (2) 興行場の名称および所在地
- (3) 興行場の営業許可の年月日および番号
- (4) 変更の内容、年月日および理由

第3条第2項中「届」を「興行場構造設備等変更届」に改める。

第4条中「興行場営業を営む者」を「営業者」に改め、「速やかに」の次に「、次に掲げる事項を記載した」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 届出者の住所、氏名、生年月日および電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名および電話番号)
- (2) 興行場の名称および所在地
- (3) 興行場の営業許可の年月日および番号
- (4) 興行場営業を停止する場合にあっては、停止の期間および理由
- (5) 興行場営業を廃止する場合にあっては、廃止の年月日および理由

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(地位の承継の届出)」を付し、同条第2項を削り、同条第1項中「相続により営業者の地位を承継した者が法第2条の2第2項の規定による届出をする場合は」を「前項の興行場営業承継届には」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 戸籍の謄本もしくは全部事項証明書又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 第5条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

相続により営業者の地位を承継した者が法第2条の2第2項の規定による届出をする場合は、次に掲げる事項を記載した興行場営業承継届を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所、氏名、生年月日および電話番号ならびに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名および住所
- (3) 相続開始の年月日
- (4) 興行場の名称および所在地

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

第6条 合併又は分割により営業者の地位を承継した者が法第2条の2第2項の規定による届出をする場合は、次に掲げる事項を記載した興行場営業承継届を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名および電話番号

- (2) 合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- (3) 合併又は分割の年月日
- (4) 興行場の名称および所在地

2 前項の興行場営業承継届には、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人又は分割により興行場営業を承継した法人の定款の写しを添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第48号

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市公衆浴場法施行細則（平成9年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合は、第1号に掲げる図面の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市まちなか観光案内所条例施行規則をここに公布する。

令和2年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第49号

秋田市まちなか観光案内所条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市まちなか観光案内所条例（令和2年秋田市条例第43号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開所時間）

第2条 秋田市まちなか観光案内所（以下「案内所」という。）の開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

期 間	開所時間
4月1日から10月31日まで	午前9時から午後7時まで
11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後6時まで

（休所日）

第3条 案内所の休所日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開所時間等）

第4条 条例第4条の規定により案内所の管理を指定管理者に行わせる場合の案内所の開所時間および休所日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開所時間もしくは前条に規定する休所日を変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月24日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第3号

秋田市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

秋田市学校運営協議会規則（平成31年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第3条第1項中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

第4条第1項中「第47条の6第2項第1号」を「第47条の5第2項第1号」に改め、同条第2項中「第47条の6第2項第4号」を「第47条の5第2項第4号」に改め、同条第3項中「第47条の6第3項」を「第47条の5第3項」に改める。

第5条第1項および第2項中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第6条第2項中「第47条の6第5項」を「第47条の5第5項」に改める。

第7条中「第47条の6第6項」を「第47条の5第6項」に改める。

第8条第1項および第2項中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

第9条中「第47条の6第9項」を「第47条の5第9項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 管 訓 令

秋田市選管訓令第1号

秋田市選挙管理委員会事務局

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する訓令

秋田市選挙管理委員会委員長専決規程（昭和32年秋田市選管訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号から第14号までを次のように改める。

(12)から(14)まで 削除

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和2年12月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
エターナルジャパン株式会社	訪問介護事業所あらや	秋田市新屋沖田町9番21-101号	令和2年12月1日	訪問介護
エターナルジャパン株式会社	訪問看護事業所あらや	秋田市新屋沖田町9番21-101号	令和2年12月1日	訪問看護、介護予防訪問看護
羽州人ヒーリングカンパニー合同会社	羽州人ヒーリングカンパニー	秋田市中通二丁目2番32号 山二ビル7階チャレンジオフィスあきた内A7	令和2年12月1日	居宅介護支援

秋田市告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年12月7日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
188	あかね調剤薬局 中通病院前店	秋田市南通みその町1番4号	令和3年1月1日

秋田市告示第299号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和2年12月7日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和2年11月7日から同月26日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和2年12月7日から令和3年6月7日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および休止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年12月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問介護事業所 あらや	秋田市新屋沖田町9番21号 ゾン・ド・シャルム101	令和2年12月1日
訪問看護事業所 あらや	秋田市新屋沖田町9番21号 ゾン・ド・シャルム101	令和2年12月1日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
すずらん薬局泉店	秋田市泉一ノ坪24番5号	令和2年12月1日

秋田市告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年12月9日

秋田市長 穂 積 志

1 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
すずらん薬局泉店	秋田市泉一ノ坪24番5号	令和2年12月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地1	令和2年8月25日

秋田市告示第302号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定番号

LC1402-04

2 廃止する指定道路の種類

建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路

3 廃止の年月日

令和2年12月9日

4 廃止する指定道路の位置

課所室名	委任事務
保健予防課	入札保証金の収納に関する事務

秋田市告示第305号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年12月18日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

秋田市牛島西一丁目173番1の内、173番2の内、174番3の内、240番25の内、240番27の内、240番7の内、240番8の内、86番1の内、86番2の内、86番3の内、87番2の内および87番3の内

5 廃止する指定道路の延長および幅員

延長 91.86メートル

幅員 4.00メートル

秋田市告示第303号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年12月15日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市将軍野南二丁目5番53号 将軍野レジデンス103	鈴木 賢次

〔教示〕

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができる。

2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

秋田市告示第304号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和2年12月17日

秋田市長 穂 積 志

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度、令和元年度および令和2年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第306号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収

納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第307号

秋田市営住宅等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和2年12月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市営住宅
河辺松測一般特定住宅
雄和糠塚一般特定住宅
河辺松測単身特定住宅
- 2 指定管理者
秋田市中通二丁目3番8号
秋田アトリオンビル5階
一般財団法人秋田県建築住宅センター
理事長 高 橋 行 文
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 59,608,306	千円 136,343	千円 59,744,649
	2 国庫補助金	40,199,336	136,343	40,335,679
17 県支出金		10,481,362	75,338	10,556,700
	2 県補助金	3,441,731	75,338	3,517,069
19 寄附金		265,559	92,000	357,559
	1 寄附金	265,559	92,000	357,559
20 繰入金		4,430,831	154,242	4,585,073

で、同法第69条の規定により告示する。

令和2年12月22日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
189	佐野薬局八橋大畑店	秋田市八橋大畑二丁目3番2号	令和3年1月1日

秋田市告示第309号

令和2年12月22日の「令和2年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和2年12月23日

秋田市長 穂 積 志

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ625,423千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,994,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

	2 基金繰入金	4,098,476	154,242	4,252,718
22 諸収入		9,639,556	△11,500	9,628,056
	3 貸付金元利収入	7,289,468	△12,000	7,277,468
	5 雑入	2,238,956	500	2,239,456
23 市債		16,273,600	179,000	16,452,600
	1 市債	16,273,600	179,000	16,452,600
歳 入 合 計		179,369,317	625,423	179,994,740

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 49,383,337	千円 75,218	千円 49,458,555
	1 総務管理費	47,112,987	45,619	47,158,606
	5 統計調査費	188,850	29,599	218,449
3 民生費		53,789,754	15,911	53,805,665
	1 社会福祉費	24,485,407	13,433	24,498,840
	2 児童福祉費	19,836,611	2,478	19,839,089
4 衛生費		9,434,763	25,133	9,459,896
	2 保健所費	2,033,363	25,133	2,058,496
6 農林水産業費		3,369,119	108,667	3,477,786
	1 農業費	2,531,290	70,553	2,601,843
	3 林業費	296,651	38,114	334,765
7 商工費		11,637,724	4,817	11,642,541
	1 商工費	11,637,724	4,817	11,642,541
8 土木費		16,438,830	28,163	16,466,993
	5 都市計画費	4,896,318	28,163	4,924,481
10 教育費		14,260,521	358,014	14,618,535
	1 教育総務費	2,823,116	7,980	2,831,096
	2 小学校費	2,502,176	297,359	2,799,535

	3 中学校費	2,800,411	51,056	2,851,467
	6 社会教育費	2,206,666	1,619	2,208,285
11 災害復旧費		1,762,913	9,500	1,772,413
	2 農林水産施設災害復旧費	243,650	9,500	253,150
歳 出 合 計		179,369,317	625,423	179,994,740

第2表 継続費補正
(変 更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	秋田市民交流プラザ等修繕経費	千円 610,462	令和元年度	千円 59,020	千円 610,462	令和元年度	千円 59,020
				令和2年度	166,120		令和2年度	166,120
				令和3年度	185,805		令和3年度	199,517
				令和4年度	199,517		令和4年度	185,805

第3表 繰越明許費補正
(追 加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	次期秋田市総合計画策定経費	千円 3,233
		次期地方版総合戦略等策定経費	836
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者コインバス交通系ICカード導入事業	22,442
6 農林水産業費	3 林業費	林業施設長寿命化事業	12,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	電線共同溝整備事業	100,000
	3 河川費	河川改修事業	266,000
	5 都市計画費	交通系ICカード導入推進事業	327,153
		第7次秋田市総合都市計画等策定経費	18,106
		土地区画整理会計繰出金	475,500
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	267,417
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	39,000

(変 更)

款	項	事 業 名	金 額	
			補正前	千円 補正後
10 教育費	3 中学校費	中学校施設等改修経費		78,463
			補正額	51,056
			補正後	129,519

第4表 債務負担行為補正
(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	令和2年度～令和3年度	千円 6,688
文化創造館管理運営経費	令和2年度～令和3年度	127,426
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和2年度～令和3年度	159,505
子育て・学び・文化サテライト関係経費	令和2年度～令和7年度	130,027
油谷これくしょん活用推進事業	令和2年度～令和3年度	6,526
「美術館の街」活性化事業	令和2年度～令和3年度	16,725
後期高齢者健康診査事業委託経費等	令和2年度～令和3年度	105,749
要援護者支援体制整備事業	令和2年度～令和3年度	3,696
社会福祉関連サービス委託経費等	令和2年度～令和3年度	28,123
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和2年度～令和3年度	98,318
老人福祉関連サービス委託経費等	令和2年度～令和3年度	157,089
健康管理関連事業委託経費等	令和2年度～令和3年度	15,132
子ども広場運営事業	令和2年度～令和5年度	46,518
在宅子育てサポート事業	令和2年度～令和3年度	15,502
道路維持修繕事業	令和2年度～令和3年度	70,000
消融雪施設整備事業	令和2年度～令和3年度	120,000
道路改良事業	令和2年度～令和3年度	112,000
側溝改良事業	令和2年度～令和3年度	45,000
橋りょう修繕事業	令和2年度～令和3年度	200,000
道路排水路等整備事業	令和2年度～令和3年度	97,000

古川流域治水対策事業	令和2年度～令和3年度	65,300
知事選挙経費	令和2年度～令和3年度	3,936
市長選挙経費	令和2年度～令和3年度	4,169
次世代型学校ICT運用経費	令和2年度～令和4年度	148,686
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定文書法制課分)	令和2年度～令和3年度	3,766
同 上 (令和2年度設定防災安全対策課分)	令和2年度～令和3年度	8,976
同 上 (令和2年度設定契約課分)	令和2年度～令和3年度	13,273
同 上 (令和2年度設定財産管理活用課分)	令和2年度～令和3年度	29,448
同 上 (令和2年度設定工事検査室分)	令和2年度～令和3年度	6,922
同 上 (令和2年度設定企画調整課分)	令和2年度～令和3年度	1,215
同 上 (令和2年度設定財政課分)	令和2年度～令和3年度	3,921
同 上 (令和2年度設定情報統計課分)	令和2年度～令和3年度	206,951
同 上 (令和2年度設定広報広聴課分)	令和2年度～令和3年度	136,754
同 上 (令和2年度設定市民税課分)	令和2年度～令和3年度	4,744
同 上 (令和2年度設定東京事務所分)	令和2年度～令和3年度	11,690
同 上 (令和2年度設定観光振興課分)	令和2年度～令和3年度	270,246
同 上 (令和2年度設定文化振興課分)	令和2年度～令和3年度	3,751
同 上 (令和2年度設定スポーツ振興課分)	令和2年度～令和3年度	172,233
同 上 (令和2年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和2年度～令和3年度	105,540
同 上 (令和2年度設定大森山動物園分)	令和2年度～令和3年度	24,740
同 上 (令和2年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和2年度～令和3年度	2,465
同 上 (令和2年度設定千秋美術館分)	令和2年度～令和3年度	75,871
同 上 (令和2年度設定赤れんが郷土館分)	令和2年度～令和3年度	8,463
同 上 (令和2年度設定民俗芸能伝承館分)	令和2年度～令和3年度	5,472
同 上 (令和2年度設定佐竹史料館分)	令和2年度～令和3年度	13,757
同 上 (令和2年度設定文化会館分)	令和2年度～令和3年度	120,790
同 上 (令和2年度設定生活総務課分)	令和2年度～令和3年度	41,314

施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定市民課分)	令和2年度～令和3年度	17,202
同 上 (令和2年度設定西部市民サービスセンター分)	令和2年度～令和3年度	51,562
同 上 (令和2年度設定北部市民サービスセンター分)	令和2年度～令和3年度	103,980
同 上 (令和2年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和2年度～令和3年度	45,124
同 上 (令和2年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和2年度～令和3年度	20,423
同 上 (令和2年度設定南部市民サービスセンター分)	令和2年度～令和3年度	89,187
同 上 (令和2年度設定東部市民サービスセンター分)	令和2年度～令和3年度	57,904
同 上 (令和2年度設定中央市民サービスセンター分)	令和2年度～令和3年度	69,392
同 上 (令和2年度設定市民相談センター分)	令和2年度～令和3年度	2,639
同 上 (令和2年度設定福祉総務課分)	令和2年度～令和3年度	102,556
同 上 (令和2年度設定食肉衛生検査所分)	令和2年度～令和3年度	2,916
同 上 (令和2年度設定保健総務課分)	令和2年度～令和3年度	35,910
同 上 (令和2年度設定子ども総務課分)	令和2年度～令和3年度	317
同 上 (令和2年度設定子ども育成課分)	令和2年度～令和3年度	7,682
同 上 (令和2年度設定環境総務課分)	令和2年度～令和3年度	2,473,185
同 上 (令和2年度設定産業企画課分)	令和2年度～令和3年度	271,514
同 上 (令和2年度設定建設総務課分)	令和2年度～令和3年度	202,432
同 上 (令和2年度設定都市総務課分)	令和2年度～令和3年度	281,573
同 上 (令和2年度設定会計課分)	令和2年度～令和3年度	1,642
同 上 (令和2年度設定議会事務局分)	令和2年度～令和3年度	3,333
同 上 (令和2年度設定選挙管理委員会事務局分)	令和2年度～令和3年度	187
同 上 (令和2年度設定農業委員会事務局分)	令和2年度～令和3年度	557
同 上 (令和2年度設定教育委員会総務課分)	令和2年度～令和3年度	143,144
同 上 (令和2年度設定学事課分)	令和2年度～令和3年度	164,566
同 上 (令和2年度設定教育研究所分)	令和2年度～令和3年度	5,583
同 上 (令和2年度設定生涯学習室分)	令和2年度～令和3年度	3,743
同 上 (令和2年度設定太平山自然学習センター分)	令和2年度～令和3年度	33,919

施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定自然科学学習館分)	令和2年度～令和3年度	8,088
同 上 (令和2年度設定中央図書館明德館分)	令和2年度～令和3年度	29,321
同 上 (令和2年度設定商業高校分)	令和2年度～令和3年度	3,686
同 上 (令和2年度設定御所野学院高校分)	令和2年度～令和3年度	2,004
同 上 (令和2年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和2年度～令和3年度	377
同 上 (令和2年度設定消防本部総務課分)	令和2年度～令和3年度	21,420

第5表 市債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
小 学 校 費	千円 182,200	千円 148,400	千円 330,600			
中 学 校 費	1,172,300	29,700	1,202,000			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	57,400	900	58,300			
計	16,273,600	179,000	16,452,600			

令和2年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）
 令和2年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、
 次に定めるところによる。
 （繰越明許費）
 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第1表 繰越明許費」による。
 （債務負担行為）
 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を
 することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負
 担行為」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 931,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	20,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度～令和3年度	千円 17,758

令和2年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）
 令和2年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定
 めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,153千円を追
 加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,184千円と
 する。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
 びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 149,506	千円 34,153	千円 183,659
	1 一般会計繰入金	149,506	34,153	183,659
歳 入 合 計		208,031	34,153	242,184

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 59,265	千円 34,153	千円 93,418
	1 造林事業費	59,265	34,153	93,418
歳 出 合 計		208,031	34,153	242,184

令和2年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）
令和2年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （令和2年度設定）	令和2年度～令和3年度	千円 5,661

令和2年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）
令和2年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,817千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,840千円とする。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 23,610	千円 4,817	千円 28,427
	1 一般会計繰入金	23,610	4,817	28,427
歳 入 合 計		65,023	4,817	69,840

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 62,489	千円 4,817	千円 67,306
	1 総務管理費	62,489	4,817	67,306
歳 出 合 計		65,023	4,817	69,840

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度～令和3年度	千円 2,931

令和2年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算(第1号)
令和2年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算(第1号)
は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度～令和3年度	千円 86,227

令和2年度秋田市大森山動物園会計補正予算(第1号)
令和2年度秋田市の大森山動物園会計補正予算(第1号)は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度～令和3年度	千円 34,279

令和2年度秋田市廃棄物発電会計補正予算(第1号)
令和2年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算(第1号)は、次
に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度～令和3年度	千円 36,627

令和2年度秋田市学校給食費会計補正予算(第2号)
令和2年度秋田市の学校給食費会計補正予算(第2号)は、次
に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,876千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,382,986千円

とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算
補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 82,898	千円 2,876	千円 85,774
	1 一般会計繰入金	82,898	2,876	85,774
歳 入 合 計		1,380,110	2,876	1,382,986

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 1,378,110	千円 2,876	千円 1,380,986
	1 総務管理費	1,378,110	2,876	1,380,986
歳 出 合 計		1,380,110	2,876	1,382,986

令和2年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
令和2年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）
第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」
による。

第1表 債務負担行為補正
（追 加）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （令和2年度設定）	令和2年度～令和3年度	千円 271,019

令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）
令和2年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」による。

（歳入歳出予算の補正）

（債務負担行為）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
6,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
30,675,397千円とする。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定によ
り債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度
額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 7,325,766	千円 3,236	千円 7,329,002
	2 国庫補助金	2,130,360	3,236	2,133,596
7 繰入金		4,664,552	3,238	4,667,790
	1 一般会計繰入金	4,664,551	3,238	4,667,789
歳 入 合 計		30,668,923	6,474	30,675,397

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 360,541	千円 6,474	千円 367,015
	1 総務管理費	360,541	6,474	367,015
歳 出 合 計		30,668,923	6,474	30,675,397

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事務処理システム等改修経費	令和2年度～令和3年度	千円 4,939
介護保険関連サービス委託経費等	令和2年度～令和3年度	528,352
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定福祉総務課分)	令和2年度～令和3年度	3,129

令和2年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
令和2年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,646千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,730,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 815,945	千円 3,717	千円 819,662
	1 一般会計繰入金	815,945	3,717	819,662
6 国庫支出金		0	929	929
	1 国庫補助金	0	929	929
歳 入 合 計		3,725,952	4,646	3,730,598

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 55,969	千円 4,646	千円 60,615
	2 徴収費	31,354	4,646	36,000
歳 出 合 計		3,725,952	4,646	3,730,598

第2表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度～令和3年度	千円 12,543

令和2年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)
(総 則)

第1条 令和2年度秋田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和2年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等	令和2年度から3年度まで	408,103千円
水道施設切廻等業務委託経費	令和2年度から3年度まで	110,000千円
配水管整備事業	令和2年度から3年度まで	764,000千円

令和2年度秋田市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和2年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和2年度秋田市下水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等	令和2年度から3年度まで	464,915千円
管渠建設事業	令和2年度から3年度まで	780,000千円

令和2年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和2年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和2年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等	令和2年度から3年度まで	62,176千円

秋田市告示第310号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月23日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
51062	大住55号線	大住三丁目217番13地先	
		大住三丁目268番7地先	
60884	長浜荒郷屋9号線	下浜長浜字荒郷屋50番地先	
		下浜長浜字荒郷屋142番地先	
60885	新屋日吉町8号線	新屋日吉町622番46地先	
		新屋日吉町622番36地先	

2 縦覧期間

令和2年12月23日から令和3年1月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに令和2年12月29日から令和3年1月3日まで(休日を除く。)を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第311号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月23日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
51062	大住55号線	大住三丁目217番13地先	112.10	6.00
		大住三丁目268番7地先		
60884	長浜荒郷屋9号線	下浜長浜字荒郷屋50番地先	78.50	4.50 ～ 4.70
		下浜長浜字荒郷屋142番地先		
60885	新屋日吉町8号線	新屋日吉町622番46地先	148.60	6.00 ～ 6.50
		新屋日吉町622番36地先		

2 縦覧期間

令和2年12月23日から令和3年1月18日まで。ただし、土曜

日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和2年12月29日から令和3年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第312号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年12月24日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
76	あっぷる調剤薬局	秋田市泉中央二丁目16番14号	エスズファーマシー株式会社 代表取締役 佐藤 正	令和2年12月12日

秋田市告示第313号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年12月24日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
9	たんぼぼ薬局	秋田市新屋松美ガ丘東町2番11号	株式会社ピー・アンド・エス 代表取締役 大友 進	令和2年12月31日

秋田市告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年12月24日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
239	たんぼぼ薬局	秋田市新屋松美ガ丘東町2番9号	株式会社ピー・アンド・エス 代表取締役 大友 進	令和3年1月1日

秋田市告示第315号

秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和2年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 施設名
秋田市雄和観光花き栽培園
- 指定管理者
秋田市雄和妙法字糠塚21
秋田ダリア栽培組合
組合長 鷺澤 幸治
- 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第316号

秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和2年12月25日

秋田市長 穂 積 志

- 施設名
秋田市雄和ふれあいプラザ
- 指定管理者
秋田市八橋南一丁目8番2号
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
会長 黒崎 義雄
- 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路線名	起終点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	広面小学校2号線	秋田市広面字近藤堰越13番2地先 秋田市広面字近藤堰越13番1地先	55.00	3.20 ～ 3.20
	新	広面小学校2号線	秋田市広面字近藤堰越13番2地先 秋田市広面字近藤堰越13番1地先	55.00	9.00 ～ 9.00

- 区域変更および供用開始の期日
令和2年12月25日
- 縦覧期間
令和2年12月25日から令和3年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和2年12月29日から令和3年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第318号

あきた芸術劇場の指定管理者の指定の期間を次のとおり変更したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和2年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 告示年月日等
令和2年6月30日（秋田市告示第194号）
2 施設名
あきた芸術劇場
3 変更事項
指定の期間「令和4年3月1日から令和9年3月31日まで」を「令和4年6月1日から令和9年3月31日まで」に変更する。
4 指定管理者
秋田市新屋町字砂奴寄4番6
あきた芸術劇場AAS共同事業体
代表者 一般財団法人秋田県総合公社
理事長 柴 田 公 博

秋田市告示第319号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年12月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

Table with 5 columns: 指定番号, 医療機関の名称, 所在地, 開設者名, 指定年月日. Row 1: 240, メガ調剤薬局土崎店, 秋田市土崎港相染町字沼端77番地76, 紅屋商事株式会社代表取締役社長 秦 雅 秀, 令和3年1月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第16号

令和2年12月24日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和2年12月17日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件
秋田市学校運営協議会規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙

権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和2年12月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,271人
2 3分の1の数 87,848人

農 委 告 示

秋田市農委告示第13号

令和2年12月18日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年12月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
3 農用地利用集積計画（令和2年度第9号）に関する件
4 農業委員会法改正5年後調査に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第38号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年12月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

Table with 4 columns: 事業者名, 代表者, 所在地, 指定年月日. Row 1: 株式会社オアシスソリューション東北支店, 小 川 隆 玄, 宮城県仙台市太白区鹿野三丁目27番地17号 フレール 仙台長町南1階, 令和2年12月9日

秋田市上下水道局告示第39号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年12月22日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

Table with 4 columns: 事業者名, 代表者, 所在地, 指定年月日. Row 1: 株式会社三浦総設, 三 浦 隆 信, 秋田市河辺和田字北条ヶ崎61番地37, 令和2年12月16日

秋田市上下水道局告示第40号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和2年12月22日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
株式会社三浦総設	三 浦 隆 信	秋田市河辺和田字北条ヶ崎61番地37	令和2年12月16日

公 告

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和2年12月2日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
 - 放置されていた場所および台数（110台）
 - ア 追分駅前自転車等駐車場 12台
 - イ 上飯島駅前自転車等駐車場 2台
 - ウ 土崎図書館前自転車等駐車場 9台
 - エ 土崎駅前自転車等駐車場 16台
 - オ 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 26台
 - カ 新屋駅前自転車等駐車場 16台
 - キ 牛島駅西自転車等駐車場 2台
 - ク 牛島駅東自転車等駐車場 4台
 - ケ 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 1台
 - コ 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 2台
 - サ 秋田駅東自転車等駐車場 3台
 - シ 秋田駅西地下自転車等駐車場 5台
 - ス アトリオン広場地下自転車等駐車場 12台
 - 撤去し、保管した年月日

令和2年11月25日
 - 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり
 - 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前9時から午後5時まで
 - イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場
 - 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和2年12月2日から令和3年6月2日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和2年12月29日から令和3年1月3日まで（休日を除く。）を除く。）
- 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用

者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

- 問合せ先
 - 秋田市山王一丁目1番1号
 - 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

令和2年12月3日

秋田市長 穂 積 志

- 調査を行った地区

秋田市河辺神内字鶴巻、同字太田面、同字六枚田および同字堂坂の各一部
- 地図および簿冊の名称

地籍図原図および地籍簿案
- 閲覧期間

令和2年12月4日から同月23日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く毎日
- 閲覧時間

午前9時から午後4時30分まで
- 閲覧場所

河辺市民サービスセンター 2階大会議室
- 誤り等申出

閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。

なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 地図は、令和元年11月測量、簿冊は令和2年11月2日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

令和2年12月3日

秋田市長 穂 積 志

- 調査を行った地区

秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部
- 地図および簿冊の名称

地籍図原図および地籍簿案
- 閲覧期間

令和2年12月4日から同月23日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く毎日
- 閲覧時間

午前9時から午後4時30分まで
- 閲覧場所

河辺市民サービスセンター 2階大会議室
- 誤り等申出

閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。

なお、誤り等申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
 7 地図は、令和元年9月測量、簿冊は令和2年11月2日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年11月19日付け秋田市指令第6096号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年12月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野311番6
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市大住二丁目4番14号 レグルスⅡ101号
原 田 熙
秋田市大住二丁目4番14号 レグルスⅡ101号
原 田 睦 実

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年5月25日付け秋田市指令第3705号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年12月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 工事が完了した工区
第二工区
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市御所野堤台一丁目6番100
- 3 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市大町三丁目2番10号
大和ハウス工業株式会社秋田支店
支店長 原 田 晋 平

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和2年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市川尻町字大川反233番地24
有限会社加藤哲建築事務所
取締役 佐 藤 東
- 2 道路位置指定箇所
秋田市保戸野八丁136番54
- 3 道路幅員
4.00～5.00メートル
- 4 道路延長
32.85メートル
- 5 指定年月日および番号
令和2年12月24日 第6号

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

令和2年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- 2 公売日時
(1) 参加申込期間
令和3年1月6日（水）午後1時から同月19日（火）午後11時まで
(2) 入札期間
令和3年1月25日（月）午後1時から同月27日（水）午後11時まで
(3) 開札
令和3年1月28日（木）午前10時
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）
- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
令和3年1月28日（木）午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画財政部特別滞納整理課
- 7 買受代金納付期限
令和3年2月4日（木）午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税等の取扱い
見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。
- 14 その他
(1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
(2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
(3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
(4) 秋田市は、公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、滞納者（所有者）および秋田市には担保責任が生じないこと。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和2年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

消防本部公告

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 秋田市大町三丁目4番11号

防火対象物の名称 ハイクリエイト大町

命令を受けた者の氏名 ちよだ地所株式会社

代表取締役 荒木美幸

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反しているので、令和2年12月14日付で消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次の事項を命じたものです。

命令事項

- 令和3年4月15日までに、当該防火対象物の屋内消火栓設備を技術上の基準に従い有効に作動するよう改修すること。
（消防法第17条第1項、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第11条、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条）
- 令和3年3月15日までに、当該防火対象物の自動火災報知設備を技術上の基準に従い有効に作動するよう改修すること。
（消防法第17条第1項、消防法施行令第21条、消防法施行令第30条第1項、消防法施行規則第23条、消防法施行規則第24条）
- 令和3年1月15日までに、当該防火対象物の避難口誘導灯および通路誘導灯を技術上の基準に従い有効に使用できるよう改修すること。
（消防法第17条第1項、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の3）
- 令和3年1月15日までに、当該防火対象物の連結送水管を技術上の基準に従い有効に使用できるよう改修すること。
（消防法第17条第1項、消防法施行令第29条、消防法施行規則第31条）

令和2年12月14日

秋田消防署長
亀谷成利

